

株式会社沖縄三越にかかる株式の譲渡について

2015年12月25日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、地域経済活性化支援委員会の決定を経て、本日、機構が保有する下記の再生支援対象事業者にかかる株式の全てを譲渡いたしましたので、公表します。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社沖縄三越

注：株式会社沖縄三越は、2014年10月1日付で、株式会社リウボウ商事に商号変更しております。

2. 経緯

機構は、2014年8月1日、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号、以下「法」という。）第25条第4項の規定により、上記再生支援対象事業者に対する再生支援決定を行いました。同年8月29日、法第31条第1項の規定による出資決定を行い、同年10月1日、同決定に基づき、予め定められた事業再生計画に沿って、35百万円の現金出資を行い、取得請求権付種類株式3,500株（議決権割合約35.0%）を取得していました。

その後、機構は、スポンサーである株式会社リウボウホールディングス（以下「リウボウHD」という。）と協力して再生支援対象事業者の事業再生を進めた結果、その再生に一定の目途が立ったことから、2015年12月18日に、上記株式を普通株式へ転換し、同普通株式をリウボウHD及び株式会社リウボウ（以下「リウボウ」という。）に譲渡する処分決定を行いました。

なお、機構は、同決定を受けて、リウボウHD及びリウボウとの間で株式譲渡に関する契約を締結し、本日、全株式を両社に譲渡し、併せて再生支援対象事業者に対する専門家派遣を終了しております。

（注）株式譲受会社の概要は別記のとおりです。

3. 出資額等

機構は、再生支援対象事業者に対して35百万円の現金出資を行い、取得請求権付種類株式3,500株を保有しておりましたが、当該株式を普通株式に転換の上、本日、リウボウHD及びリウボウに全て譲渡しております。

※公表する理由

今後の再生支援対象事業者の信用を維持・改善するなど、その再建に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以上

(別記) 株式譲受会社の概要

① 会社名	株式会社リウボウホールディングス
② 本店所在地	沖縄県那覇市久茂地一丁目1番1号
③ 設立日	1990(平成2)年9月
④ 資本金	3,450百万円
⑤ 事業内容	事業会社の統括・管理、不動産賃貸業
⑥ 関係会社	(株)リウボウ、(株)リウボウインダストリー、(株)リウボウストア、(株)リウボウ商事、(株)沖縄ファミリーマート、(株)リウボウフーズ、(株)リウボウ友の会、(株)流通アシスト、(株)リウボウ旅行サービス、(株)沖縄マックスファクター

① 会社名	株式会社リウボウ
② 本店所在地	沖縄県那覇市松尾一丁目1番2号
③ 設立日	1948(昭和23)年7月
④ 資本金	4,575万円
⑤ 事業内容	不動産賃貸業
⑥ 関係会社	(株)リウボウホールディングス、(株)リウボウインダストリー、(株)リウボウストア、(株)リウボウ商事、(株)沖縄ファミリーマート、(株)リウボウフーズ、(株)リウボウ友の会、(株)流通アシスト、(株)リウボウ旅行サービス、(株)沖縄マックスファクター